

第4回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H28.10.27（木）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、平成28年度活動計画
資料1	市民活動表彰者資料
資料2-1	平成28年度 鳥取市市民自治推進委員会視察（日程）
資料2-2	視察先の状況について
資料2-2	「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」策定の趣旨

第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成28年10月27日(木) 10:00~12:00

場所 市役所本庁舎 4階第4会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成28年度市民活動表彰者の選考について

市民活動表彰者資料(資料1)

(2) 先進的活動団体との勉強会の実施(先進地視察)について

平成28年度 鳥取市市民自治推進委員会視察(日程)(資料2-1)

視察先の状況について(資料2-2)

「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」策定の趣旨(資料2-3)

4 そ の 他

5 閉 会

平成28年度 市民活動表彰者（団体）の選考

委員会としての表彰推薦者（団体）の選考の流れ

1. 表彰推薦者（団体）の選考方法の説明
2. 候補者の紹介
3. 採点
4. 協議
5. 表彰推薦者（団体）の決定

市民活動表彰 選考方法について（平成28年度）

市民活動表彰の制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的としています。

1 表彰対象者

市内を中心として市民活動に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者。

2 推薦基準

市民活動表彰制度創設にあたり、地道な活動をされている方を取り上げて表彰したいという考えがあったため、推薦基準をかなり低く抑えています。

- (1) 市内を中心に市民活動に取り組んでいること（活動が広く市民を対象としているか）
- (2) 多くの市民の賛同が得られること（活動内容に公共性があるか）
- (3) 今後も継続的な活動が期待できること（自主的・自立的な活動であるか）

3 推薦状況

平成23年度は5件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。

平成24年度は13件推薦があり、委員会として7件選考し市長へ推薦を行いました。

平成25年度は6件推薦があり、委員会として2件選考し市長へ推薦を行いました。

平成26年度は11件推薦があり、委員会として6件選考し市長へ推薦を行いました。

平成27年度は7件推薦があり、委員会として全て市長へ推薦を行いました。

4 選考にあたって

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

○選考方法

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

選考基準

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

参考

○鳥取市市民活動の推進に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民（市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。）が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動
- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 観光の振興を図る活動
- ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（市民活動の促進）

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

鳥取市市民活動表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動表彰（以下、「本表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。

(表彰の対象)

第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。

(選定)

第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第29条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

(表彰)

第6条 本表彰は、表彰状に記念品を添えて行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行し、改正後の鳥取市市民活動表彰の規定は、平成26年4月1日から適用する。

平成28年度 市民活動表彰 審査表

委員名

番号	表彰候補者	活動分野	活動内容	選考基準	推薦の適否
1	鳥取市川端一丁目 山縣 勇太郎 推薦者：遷喬地区自治連合会 会長 浦木 清	環境の保全を 図る活動	平成8年から現在まで20年間に渡り、自主的に若桜街道商店街の清掃活動を毎朝実施し、商店街の美化に努めている。暖かい時期は朝6時から1時間半、寒い時期は6時半から1時間取り組んできている。 また平成20年からは若桜街道商店街の理事長を務め、商店街振興のため多大の貢献をしている。	①先駆性・独自性 ②発展性 ③協働性・連携性 ④効果性 ⑤継続性	適当・不適
2	鳥取市桜谷 面影地区安全委員会 代表者 藤田 邦弘 推薦者：面影小学校 校長 木本 泰朗	地域安全を 図る活動	「自らの街の安全は自らが守る」のスローガンのもと平成17年12月に安全ボランティアが発足した。そして翌年6月には安全委員会も発足し、会員（ボランティア）による1日の付き添い下校、週3回の青色防犯パトロールによる地域内パトロールを実施。10年目を迎えた今、子どもたちの健全育成、地域安全安心の取り組みを進めている。	①先駆性・独自性 ②発展性 ③協働性・連携性 ④効果性 ⑤継続性	適当・不適
3	鳥取市長谷 建部 憲二 推薦者：大和地区区長会	環境の保全を 図る活動	地区内の通学路や主要道路の除雪作業を20年前よりタイヤシヨベルカールで行い、小中学生が安全・安心に通学することができてきている。また、要請に応じて希望箇所の除雪も行い、通勤通学者のみならず地域住民の日常生活において安全な生活環境を維持している。 また、地区公民館、地区体育館、多目的グラウンド敷地内とその周辺道路や水路等の除草作業等もボランティアで行っている。	①先駆性・独自性 ②発展性 ③協働性・連携性 ④効果性 ⑤継続性	適当・不適
4	鳥取市鹿野町鹿野 うたごえ喫茶 今本 明子 代表者 推薦者：グループホームしかの 代表 松村 彰子	福祉の増進を 図る活動	鹿野町の「しかの心」で平成22年から毎月1回、地域の高齢者やグループホームの入所者の方々と一緒に尺八等の伴奏付きで歌を歌い、その後にはお茶会を設け、高齢者の方々の交流の場を作っている。外、外出のきっかけとなり交友関係を深め参加者には一人暮らしの高齢者も多く、「うたごえ喫茶」は認知症カフェ的存在となりつつある。情報交換のできる「ツルムラサキの里」をめぐらした。	①先駆性・独自性 ②発展性 ③協働性・連携性 ④効果性 ⑤継続性	適当・不適
5	鳥取市気高町宝木 宝木地区民の健康を考える会 会長 高原 繁 推薦者：宝木地区 区長 川田 嘉宣	健康の増進を 図る活動	気高町宝木地区では平成24年7月に「宝木地区民の健康を考える会」を設立し、主体的に「健康づくり」をおとした「地域の絆づくり」を目標に活動している。健康実態調査を行い、その結果から「健康づくりの3本柱」を作成した。「健康診査の受診」では、啓発に力を入れ「運動習慣の定着」では、地元のアスパラ収穫体験と併せ「アスパラウォーキング」を行った。また、食育の推進では、野菜摂取のため「ツルムラサキの里」をめざし全世帯に苗を配布した。	①先駆性・独自性 ②発展性 ③協働性・連携性 ④効果性 ⑤継続性	適当・不適

～判断する上での着眼点～

- 以下は項目のいずれかに当てはまる活動であること
 ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。
 または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。
 ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
 ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
 ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
 ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

候補者推薦書
～資料編～

候補者推薦書 2

*事務局記入欄

分野	環境の保全を図る活動		
活動範囲	遷喬地区	活動年数	20年

※候補者名

山縣 勇太郎

【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。

平成8年から現在まで20年間にわたり、自主的に若桜街道商店街の清掃活動を毎朝実施してきている。暖かい時期は朝6:00から1.5丸、寒い時期は8:30から1丸取りこんでいる。
また、平成20年からは若桜街道商店街の理事長として、商店街振興のため多大の貢献をしている。

【協働による取組】 候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。

平素より、遷喬地区まちづくり協議会の活動に協力してきたが、今年度より、協議会の3部会の一つ、「子どもにやさしいまちづくり部」の部会長として「あこエフ運動」に取り組んでいる。

【別添資料】

活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。
添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。
資料内容をこちらにご記入ください。
(記入例: 活動写真・2枚: 新聞記事・2枚)

【表彰歴】

ありがとうございました。

記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

山縣勇太郎さん



候補者推薦書 2

*事務局記入欄

分野	地域安全を図る活動		
活動範囲	面影地区	活動年数	10年

※候補者名	面影地区安全委員会		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
面影山と田園にかこまれた静かなベッドタウンも生活環境の変化に伴い、事件、事故に遭遇するようになり、「自らの街の安全は自らが守る」のスローガンのもと平成17年12月に安全ボランティアが発足した。そして翌年6月には安全委員会も発足し会員（ボランティア）の皆様による月1日の付き添い下校、週3回の青パトによる地域内パトロールを実施。10年目を迎えた今子どもの健全育成、地域安全安心の取り組みを進めている。			
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
【別添資料】		【表彰歴】	
<p>活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。</p> <p>添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。</p> <p>資料内容をこちらにご記入ください。</p> <p>(記入例:活動写真・2枚:新聞記事・2枚)</p>			

ありがとうございました。

記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

面影地区安全委員会



候補者推薦書 2

*事務局記入欄

分野	環境の保全を図る活動		
活動 範囲	大和地区	活動 年数	20年

※候補者名	建部 憲二
【功績内容】候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。	
<p>もともと、地域の行事には積極的に参加し、長谷集落の有志とともに日曜会を結成して、砂見川の公園化や花見や盆踊り等のイベントを企画開催し、地域の活性化に努めてきた。</p> <p>20年前からはタイヤショベルカーを自費で購入し（昨年度買い換え）、降雪時に大和地区内の小・中学校の通学路並びに主要な道路の除雪作業をボランティアで行い、小中学生が安全安心して通学することができている。また、要請すれば希望箇所の除雪も行ってくれるので、通勤通学者のみならず、高齢者等の含む地域で生活する住民の日常生活において安全な生活環境を維持している。</p> <p>また、大和地区公民館、大和地区体育館、多目的グラウンド敷地内とその周辺道路や水路等の除草作業等もボランティアで行っている。</p>	
【協働による取組】候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。	
<p>市や県による除雪が及ばないところを自費で購入したショベルカーで除雪し、通学・通勤が安全にできている。また、県道も県の除雪後積雪が残っている場合も除雪している。</p> <p>また、区長会やまちづくり協議会と協働し、大和地区公民館、大和地区体育館、多目的グラウンド敷地内とその周辺道路や水路等の除草作業等の除草等を行っている。</p>	
【別添資料】	【表彰歴】
	なし

候補者推薦書 2

*事務局記入欄

分野	福祉の増進を図る活動		
活動範囲	鹿野地区	活動年数	6年

※候補者名	うたごえ喫茶(代表 今本明子 エン)		
【功績内容】	候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。		
<p>毎日 第4木曜日、鹿野町にある「心の心」で、「うたごえ喫茶」があり、代表の今本エンは、地域の方に参加してもらい、地域の方といっしょに歌をうたっておられます。</p> <p>この「うたごえ喫茶」は、「認知症カフェ」的存在で、地域の高齢者の方々の集みの場となっております。歌は季節の歌や民謡、歌謡曲などがあり、ピアノ、尺八、ギター^{の演奏}などで、鹿野町の合唱団も歌われるので聞いただけでも楽しめます。</p> <p>みんなが歌ったあとはお菓子のコーナー^{紅茶もいれてあげ}もあって話に花が咲きます。</p>			
【協働による取組】	候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。		
<p>「認知症カフェ」として位置付けてもいいのではと思います。</p>			
【別添資料】	【表彰歴】		
<p>活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。 添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。 資料内容をごちらにご記入ください。 (記入例: 活動写真・2枚: 新聞記事・2枚)</p>	<p>なし</p>		

ありがとうございました。

記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

うたごえ喫茶



候補者推薦書 2

*事務局記入欄

分野	健康の増進を図る活動		
活動範囲	宝木地区	活動年数	4年

※候補者名	宝木地区民の健康を考える会		
【功績内容】 候補者がいつ、どこで、どんな活動をされているのかをご記入下さい。			
<p>鳥取市気高町宝木地区は、平成24年7月に生活習慣病予防を中心とした健康づくりをとおした地域の絆づくりをめざし、「宝木地区民の健康を考える会」（以下、健康を考える会）を設立した。</p> <p>健康を考える会は、宝木地区民の健康づくりの現状や課題を分析し、目標を共有し目標達成のための活動を展開しようと、平成25年度に600世帯の小学生以上の住民全員を対象に健康実態調査を行った。この調査では、会員が一軒一軒足を運び配布から回収までを行い、その甲斐あって回収率は90%もあった。調査の内容、入力、分析も会員が主体的に行った。また、健康実態調査報告書を作成し、地区内の全戸と関係機関に配布した。平成26年度は、出前結果報告会を地区1回、集落6回実施し、参加者の意見、要望などと調査結果をふまえて、宝木地区民の健康課題「健康づくりの3本柱（・健康診査の受診・運動習慣の定着・食育の推進）」をつくった。</p> <p>そして、宝木地区の健康課題を解決していくために「健康づくりの3本柱」にそって活動を展開している。</p> <p>まず、健康診査の受診では、受診率向上のため「健康づくりはみんなの手でニュース」を会員が作成し、手配りで全戸配布し声掛けをしたり、機会あるごとに声掛けをし、その結果、前年の集団検診受診者の平均2.6倍、大腸がん検診では、文化祭でも大々的に声掛けをし、集団検診と併せて4.3倍にも達した。</p> <p>次に、運動習慣の定着では、地元のアスパラ収穫体験と併せ「アスパラウォーキング」を行った。</p> <p>また、食育の推進では、野菜摂取を推進するために健診の時や年3回のふれあい市で有機野菜市や野菜たっぷりメニューの試食を行い、あわせて野菜の効用などの説明を会員が行った。さらに、昭和50年に鳥大のフィールドワークで宝木地区が取り組んだ経緯のあるツルムラサキを復活させ、「ツルムラサキの里」をめざしていこうと「チームツルムラサキ」を結成し、種から苗を栽培し、会員が手分けをして600世帯に配布し、現在ほどの家庭でも大きく育っている。</p> <p>また、「健康づくりチャレンジカード」（健康マイレージ）を配布し、健康づくりのモチベーションを高める取り組みをしている。</p> <p>さらに、宝木地区民に会の活動を広く啓発していくため「健康づくりはみんなの手でニュース」の作製、発行などの活動を行っている。</p> <p>また、今後は文化祭で活動紹介のための寸劇をしたり、5年間の活動をまとめ「報告書」を作成し、関係機関に配布する。</p> <p>このように、「健康を考える会」は地域の会員が主体的に健康づくりという手段をとおして「地域の絆、地域づくり」を究極の目標に活動を展開している。</p>			
【協働による取組】 候補者と行政との協働での取り組み、または地域との連携・協力等行政や地域との関わりについてご記入下さい。			
<p>健康を考える会は、まちづくり協議会の一環として位置づけ、健康を考える会推進委員会、健康づくりに関連する健康づくり地区推進員、食育推進員が構成員となり、宝木地区公民館が事務局を持ち、保健師が後方支援している。</p> <p>また、この活動は健康を考える会と行政の公民館、保健師の協働による取り組みではあるが、企画運営、実施などは候補書である「宝木地区民の健康を考える会」が主体的に行っている。</p>			
【別添資料】	【表彰歴】		
<p>活動の様子がわかる資料を必ず添付してください。</p> <p>添付資料の返却は致しませんので、あらかじめご了承ください。また、提出いただいた写真及び記事は広報誌又は市ホームページのほか、市が発行する広報媒体にて掲載することがあります。</p> <p>資料内容をこちらにご記入ください。</p> <p>(記入例: 活動写真・2枚: 新聞記事・2枚)</p>	なし		

ありがとうございました。

記入欄が足りない場合は、別紙にお書き添えください。(用紙はコピーでも可)

アスパラウォーキング



プランターにツルムラサキの苗を植えている



平成28年度 鳥取市市民自治推進委員会 視察（日程）

とき 平成28年11月9日(水)
 ところ 鳥根県松江市（玉湯地区公民館：第68回優良公民館表彰受賞）
 鳥根県雲南市
 参加者 鳥取市市民自治推進委員会 委員 10人
 事務局 3人
 協働推進課 1人
 教育委員会 2人
 合計 16人 最大人数

視察内容 これからの地区公民館のあり方とまちづくりの仕組みについて

- 松江市
- ・公設自主運営方式の公民館の仕組み(自主財源)
 - ・自主運営後の行政との関わり
 - ・職員の雇用システム、人事管理
 - ・社会教育施設としての業務内容
 - ・地域の拠点としての公民館の業務(地域とのかかわり)
 - ・課題と感じている点
- 雲南市
- ・交流センターへの移行の流れ
 - ・交流センターの運営の状況(自主財源)
 - ・自主運営後の行政との関わり
 - ・職員の雇用システム、人事管理
 - ・町内会・自治会との関係
 - ・現在困っている点



視察先の状況

資料 2 - 2

	倉吉市（参考）	松江市	雲南市
施設名	地区公民館	地区公民館	交流センター
設管条例	倉吉市公民館条例（社会教育法に基づく）	松江市公民館の設置及び管理に関する条例（社会教育法に基づく）	雲南市公民館運営協議会連合会（雲南市まちづくり基本条例に基づく）
施設数	13館	32館	30館
運営方式	指定管理	指定管理	指定管理
委託先	公民館管理委員会（地区ごとに設置）	地区公民館運営協議会（地区ごと）	地域自主組織
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学級・講座（教育事業）の開設 ・住民活動の実践化 ・社会団体育成・連携・調整 ・人権教育の推進 ・広報 ・職員研修への参加 ・その他 	<p>（1）社会教育施設としての役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文化活動やレクリエーション活動などの機会の提供、生活の資質向上 ②地域課題等の問題を解決するための学習機会の提供 ③現代社会の緊張を緩和する活動や創造力を高める活動の提供 ④地域の情報センター、相談センターとしてのサービス提供 ⑤地域の連帯感の醸成、自治振興の基盤づくり ⑥地域の教育力を高める活動 <p>（2）地域の拠点としての公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コミュニティづくりのコーディネート ②地域福祉の推進 ③人権教育の推進 ④子どもの育成と学社融合・連携 ⑤地域防災・環境問題の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動支援機能 ・生涯学習機能 ・福祉機能
職員管理	館長は市雇用（非常勤）	人事については松江市公民館運営協議会連	地域自主組織が直接雇用

視察先の状況

資料 2 - 2

	職員は公民館管理委員会雇用（常勤）	合会所管 詳細不明	
所管部署	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	政策企画部 政策推進課
その他	<p>公民館使用料を徴収し使用料は公民館管理委員会の収入となる （多いところは100万/年以上） 公民館業務以外の業務を職員が行っており、それによる業務過多が課題 社会教育を熱心に行っている。 職員は60歳定年</p>		
質問事項		<p>地区公民館の業務内容について 地区公民館と地域との関係性 まちづくりへの取り組み 指定管理の内容 （施設管理、人件費、事業運営） 受託先と行政との連携 職員体制 職員管理（採用、異動、給与、退職）</p>	<p>地区公民館の業務内容について 地区公民館と地域との関係性 まちづくりへの取り組み 指定管理の内容 （施設管理、人件費、事業運営） 受託先と行政との連携 職員体制 職員管理（採用、異動、給与、退職） 社会教育をどのように担保しているのか 地域自主組織と区長会との関係 町内会・地域自主組織への住民参画の状況 公民館から交流センターに移行した時に発生した課題、問題</p>

「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」策定の趣旨

本市は、平成20年4月に「鳥取市自治基本条例」を制定し、中央集権型システムのもとでの行政運営から、市民との協働による行政運営への転換を図り、市民参画の促進、民間活力の活用などを積極的に進め、市民の皆さんと協働のまちづくりに取り組んでまいりました。

その結果、企業の進出により雇用の活性化や、U・J・Iターンの促進による移住者の増加、そして各地域において「まちづくり協議会」が発足し、個性豊かな自然・文化など固有の風土を生かした特色あるまちづくりが進められているところです。

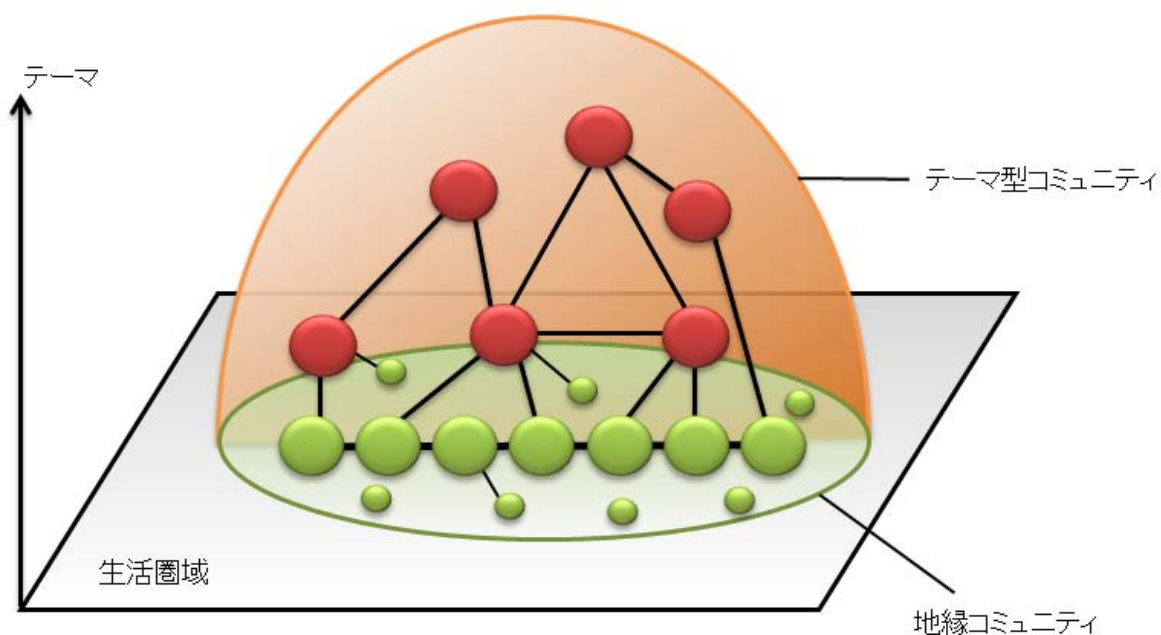
本市では鳥取市創生総合戦略、第10次鳥取市総合計画において、「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」を柱に据え取り組んでいます。これらの取り組みを行う上で市民との協働は欠かすことのできないまちづくりの基本原則であり、地域生活を持続し、そこに住む人たちが幸せに暮らすためには、福祉や防災・防犯、教育、文化、就労、公共交通、まちづくりなど、さらに幅広い視点での取り組みが、コミュニティに期待されています。

しかし一方で、出生率の低下や若者を中心とする転出超過を要因とする人口減少、住民の高齢化、さらに小規模な家族世帯の増加や価値観の多様化などの社会構造の変化に伴い、地域活動に参加することが難しい世帯が増加し、これらによる地域コミュニティの結束力低下は、まちづくり協議会においても活動の広がりを阻む要因となっています。

地域社会における様々な生活課題に対応することは、支援を要する者が地域でその人らしい生き方を全うすることで自己実現を可能とすると同時に、支援する者も地域における活動を通じて自己を実現する事でもあります。住民が時と場合に応じて、支え、支えられるという支えあいの関係を構築する、いわば相互の自己実現を地域で可能にしていくことが、幸福度の高い地域社会を築いていくことに繋がります。

「協働のまちづくりガイドライン」及び「地区公民館の活用の基本方針」は、本市が目指す将来像である「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」の実現のため、地域の自主的な活動を促進するための基盤整備や、地域コミュニティの強化に向けた制度の見直しなど、市民と行政の協働によるまちづくりにさらに磨きをかけるための指針として策定するものであり、これらの施策に共に取り組むことで、幸福度の高い地域社会の構築を目指すものです。

地域運営組織（まちづくり協議会）の形



■本市の協働のまちづくりにおける課題

1. 地域コミュニティの基盤となる町内会未加入者の増加
2. 地域によっては、地区自治会とまちづくり協議会という、地域運営組織となりうる組織が同時に並行して存在する。また、中心となる活動者が町内会長である場合が多く、その町内会長任期が1年である場合があることから連綿とした事業に繋がりにくい。
3. 地域コミュニティ（自治会）が主導であり、テーマコミュニティの参画が弱い。
4. 財政的に地域コミュニティに依存している。財政基盤が弱い。
5. 公民館職員が事務局を行うことで、地区公民館（行政）に活動を依存しがちになる
6. 地区公民館の生涯学習事業、地区自治会事業、まちづくり協議会事業の趣旨・目的が十分理解されていないため住民参画に理解が得られにくい。
7. 専任職員がない。

■今後の方向性

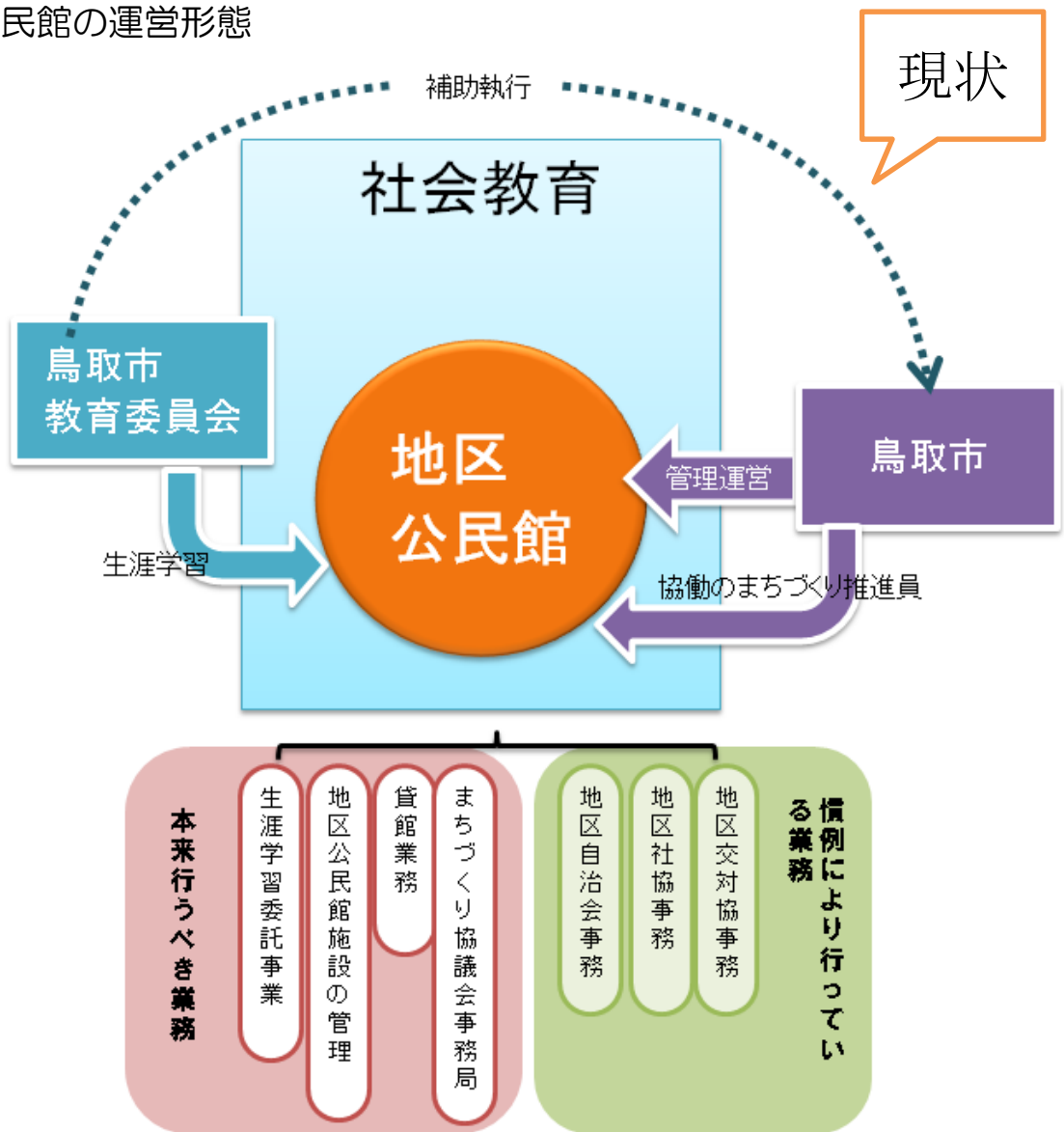
1. 町内会、地区自治会のあり方を見直し、加入しやすい組織を構築する。
2. 地区自治会とまちづくり協議会の融合を図り、役員の数々年化を推進。
3. テーマコミュニティの育成を図る。
4. 新たな財政支援制度の構築。
5. まちづくり協議会の自立を促す。（事務局の自立…地区公民館職員の民間化）

6. 地区公民館の生涯学習事業、地区自治会事業、まちづくり協議会事業のそれぞれの趣旨・目的の明確化。
7. 専任職員を確保できる組織運営づくり。

■協働のまちづくりに関する具体施策

1. 町内会、地区自治会のあり方を見直し、加入しやすい組織を構築する。
 - (ア) 鳥取市自治連合会と共に組織の見直しを図る。
 - (イ) 町内会未加入世帯、地区自治会未加入組織に対し加入促進を図る。
2. 地区自治会とまちづくり協議会の融合を図る。
 - (ア) 地区自治会とまちづくり協議会を一本化し、その代表が鳥取市自治連合会に地区の代表として出席する。
 - (イ) 運営に関わる役員は複数年業務に関わり、地域運営を主導する。
3. テーマコミュニティの育成、地域運営組織への参画を促進する。
 - (ア) 組織化への情報提供と地域コミュニティとのマッチング。(市ボラセン：県活性化センター)
4. 新たな財政支援制度の構築
 - (ア) 自治会、まちづくり協議会と個別に助成対象としていた補助金の見直し。
5. まちづくり協議会の自立を促す。
 - (ア) 収益事業の促進
 - (イ) 指定管理の受託等による運営基盤の強化
6. 地区公民館の生涯学習事業、地区自治会事業、まちづくり協議会事業のそれぞれの趣旨・目的の明確化。
 - (ア) 地区公民館の活用の基本方針において明確化
7. 組織運営を行う人員についての見直し提案
 - (ア) 地区公民館の活用の基本方針において明確化
8. 専任職員を確保できる組織運営づくり。
 - (ア) まちづくり協議会組織の企業化

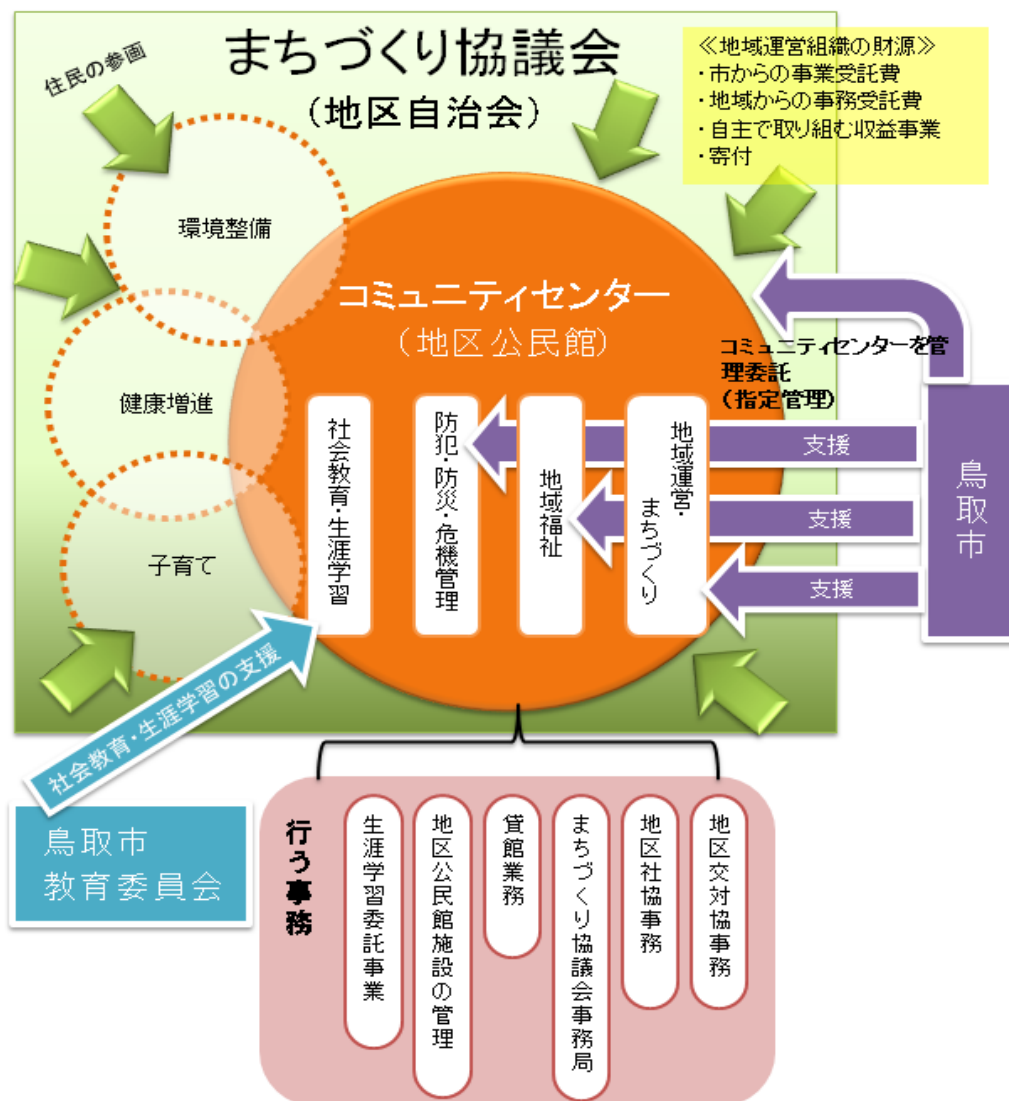
地区公民館の運営形態



■本市の地区公民館における課題

1. 「社会教育」という本来の公民館としての業務が不明瞭
2. 本来行うべき業務でない仕事を地域からの依頼を受け行っている
3. 2により公民館職員の業務が多くなっている
4. 現状では雇用形態が不安定で、職員が定着しにくい
5. 公民館の管理責任を負う館長の業務時間が短く管理しきれない
6. まちづくり協議会が地区公民館施設を活用して収益事業をしようとしても社会教育法によりできない。
7. 社会教育施設でありながら、社会教育に関する取り組みが著しく弱い

想定する地区公民館とまちづくり協議会



■今後の方向性

1. 地区公民館を社会教育法の適用を除外し、本市のまちづくりに見合う機能を有した「コミュニティセンター」とする。
2. コミュニティセンターにはまちづくり協議会の事務局としての機能を持たせる。
3. 運営は地域運営組織に委託、若しくは指定管理とする。
4. 必ず常勤の館長を配置し、施設及び人事管理を行う。
5. コミュニティセンター職員は、コミュニティセンター業務以外に地域運営に必要な業務を行う。
6. 5により不足する人件費については、受託者が確保する。

■協働のまちづくりに関する具体施策

1. 地区公民館を社会教育法の適用を除外し、本市のまちづくりに見合う機能を有した「コミュニティセンター」とする。
 - (ア) 条例の改正
 - (イ) コミュニティセンターの位置づけ、業務内容、運営方法
2. コミュニティセンターにはまちづくり協議会の事務局としての機能を持たせる。
3. 運営は地域運営組織に委託、若しくは指定管理とする。
 - (ア) まちづくり協議会の組織強化及び自主性を促す
 - (イ) 委託内容、委託方法、時期、金額等についての検討
4. 必ず常勤の館長を配置し、施設及び人事管理を行う。
5. コミュニティセンター職員は、コミュニティセンター業務以外に地域運営に必要な業務を行う。
6. 5により不足する人件費については、受託者が確保する。